広報みさき

◇広報をみんながよんでよい暮し◇

発行所　愛媛県三崎町役場
編集　三崎町役場総務課
印刷所　大登印刷所

人の動き

9月末日現在		10月末日現在
2,247	世帯数	2,248
11,398	総人口	11,405
5,459	〃男	5,458
5,939	〃女	5,947
11	出生	23
5	死亡	7
24	転入	29
32	転出	38

納税

固定資産税
第3期分
納期限
12月末日まで

昭和三十七年度一般会計予算の内容

九月に二〇、六五六千円を追加

第三回定例町議会は九月二十九日に開会され財政再建計画変更、昭和三十七年度才入才出追加更正予算など七議案が原案通り可決されました。先づ議案からご紹介します。

1 第三十八号議案
財政再建計画変更に関する件

2 第三十九号議案
一般会計才入才出追加更正予算制定

3 第四十号議案
上水道特別会計才入才出追加更正予算制定

4 第四十一号議案
新義務教育整備事業起債について

5 第四十二号議案
過年度補助災害復旧事業起債について

6 第四十三号議案
愛媛県旧市町村職員恩給組合資産管理組合設立について

7 第四十四号議案
教育委員会委員の任命について

次に七議案の骨子について申し上げますと

(イ)一般会計二〇、六五六千円の追加で予算総額は一〇四、三二五千円、純町財政では七四、八二五千円となります。此の内、事業費が主体で土木、教育の投資財源が一八、二三二千円と成つております。(別表)

(ロ)上水道特別会計では松上水道の継続及び低開発事業費が主体であります

義務教育整備事業起債は八月議会で可決されました三崎中学校教室増築七〇坪の地元で負担するお金のうち百萬円を国から借り入れる事になりました。

(ハ)教育委員の任期が終ったのでその補充に、前の委員の加藤尚徳氏が再選されました。

昭和37年度 三崎町一般会計追加更正予算表　△は減額

歳入 款	前回迄の累計	追加更正予算	計
税収入	13,353,200	2,133,500	15,486,700
地方交付税	35,000,000	8,300,000	43,300,000
財産収入	0	60,000	60,000
使用料、手数料	780,400	0	780,400
国庫支出金	3,616,027	5,850,035	9,466,062
県支出金	209,000	2,238,051	2,447,051
寄附金	79,500	84,000	163,500
雑収入	122,000	0	122,000
町債	30,509,000	1,991,000	32,500,000
計	83,669,127	20,656,586	104,325,713

歳出 款	前回迄の累計	追加更正予算	計
議会費	1,949,472	59,540	2,009,012
役場費	14,381,712	162,586	14,544,298
消防費	1,220,509	417,000	1,637,509
土木費	4,505,600	12,051,350	16,556,950
教育費	9,155,365	6,181,148	15,336,513
社会労働費	3,513,530	112,500	3,626,030
保健衛生費	409,400	226,000	635,400
産業経済費	1,143,836	△3,839	1,139,997
財産費	225,000	230,000	455,000
統計費	3,000	14,420	17,420
選挙費	347,007	22,051	369,058
公債費	10,033,000	0	10,033,000
諸支出金	36,580,500	1,128,000	37,708,500
予備費	201,196	55,830	257,026
計	83,669,127	20,656,586	104,325,713

産業建設課からのお知らせ

港湾(三崎港)隣接地域指定に伴う公聴会開催

一月末頃の予定

(1)港湾隣接地域
この度法律の改正に伴い港湾(三崎港、県管理港湾)の隣接地域を指定せねばならない事になりました。港湾隣接地域は港湾の背後地の保全に影響のある行為を規制するという消極的な措置をとるため設定された地域であります。

港湾の背後地を保全することは、その住民にとつて、重大な関心事であります

従来護岸、防波堤等は港湾の外かく施設として扱われてきましたが海岸法施行後は、港湾内の海岸保全区域については海岸保全施設として港湾管理者の長が海岸法によつて積極的な意味の建設改良をすることになり、その行政の場として港湾区域(水域)と港湾隣接地域(陸域)が対象となつたものであります。

従つて海岸法の完全実施の意味においても港湾隣接地域の指定がますます必要となりました。

(2)港湾隣接地域の範囲
港湾区域及び港湾に隣接する地域を保全するために設定されるものであるから、この地域内において行われる一定の行為(土砂の採取等)については、港湾管理者の長の許可が必要であり、この規制によつて地域内の民有地の所有者又は占有者の権利は、重大な制限を受ける事になります。このため法は隣接地の指定を港湾区域外一〇〇メートル以内の地域において必要な限度の範囲内で指定される事になつています

(3)公聴会
前述の如き地域指定ですので公聴会には利害関係者は誰でも自由に出席して発言できます、三崎港は県管理港湾ですので県係官が来町され公聴会を開催致しますから多数出席を望みます

開催予定月日
昭和三十八年一月末日頃

新しい伐採手続

今度森林法が改正され森林の伐採手続が次のように変りました。森林を無届で伐採しますと盗伐罪として罰せられますので伐採届は必らず忘れずにして下さい伐採届には印鑑(認印)と代金五〇円を必要としますから御忘れにならないよう必らず御持参下さい

手続のあらましは次の通りです。

一、普通林の伐採の場合

1 一般の場合
伐採を始める九〇日から三〇日前にあらかじめ「届出書」を役場又は森林組合を通じて改良指導員に提出して下さい

2 緊急伐採その他例外伐採の場合
伐採の終つた日から三〇日以内に「届出書」を役場又は森林組合を通じて改良指導員に提出して下さい

二、保安林の伐採の場合

1 一般の場合
(イ)皆伐の場合
許可すべき皆伐面積の限度の公表(二月一日、六月一日、九月一日、十二月一日)のあつた日から三〇日以内に「伐採許可申請書」を役場又は森林組合を通じて改良指導員に提出して下さい

(ロ)択伐又は間伐の場合
伐採を開始する三〇日前に「伐採許可申請書」を役場又は森林組合を通じて改良指導員に提出して下さい

2 立竹の伐採及び保安林の使用の場合
「立竹の伐採及び保安林地の使用許可申請書」を役場又は森林組合を通じて改良指導員に提出して下さい

◎各届出用紙は森林組合に備えてあります

◎造林用及び防風林用苗木の申込みについて、来年春植付のスギ、ヒノキ、マツ、その他防風林用苗木の注文を受け付けております、できるだけ早目に申込んで下さい　(森校組合)

◁山持の常識▷

秋の全国火災予防運動実施中

秋の火災予防運動が十一月二十六日より十二月二日まで全国一斉に行なわれております

三崎町においても毎年この週間中、いろいろな火災予防行事が行なわれますが、かまどや煙突等を消防団員が見てまわります、次のような状態は、非常に危険ですからすぐ修理しましょう。

この運動がおわつても火災のおこりやすい季節ですから常に火の用心をいたしましょう

煙突、煙道

1 外壁(羽目板等)が煙突に接している場合は、外壁が木造であれば一五センチ以上はなす。防火造、鉄板張りでも接触しているとは危険です。

2 煙突が屋根下の場合は、火の粉の吹上げにより火災を起しますので屋根より煙突が上に出るよう延長しましょう。

3 煙突上部には火粉除をつけましょう。

4 煙突に亀裂又は腐蝕等があると火粉、火災がでて火災になりますので取替えるか修理しましょう。

5 煙突の継手を完全にしましょう。

6 煙突の掃除を度々しましょう。

かまど

1 かまどが木造壁に接着していたり、大壁だと加熱が低温でも長時間には出火しますので腰壁を耐火構造にするか二十五センチ以上離すよう改修しましょう。

2 取灰の処理は完全にしましょう。

3 かまどと壁体の間に紙屑等の火のつきやすい物は置かないようにしましょう。

4 火消壺は安全な所におき蓋を完全にしましょう。

年金の窓

公務扶助料等をもらつている方にも老令福祉年金等が支給されるようになりました

国民年金法の改正によりまして公務扶助料や遺族年金等戦争に従事したことにより国から恩給や年金等をもらつているかたにも老令福祉年金、母子福祉年金、障害福祉年金が支給されることになりました。

ただし左の事項に該当しておらねばなりませんのでおしらべのうえ該当のかたでまだ請求手続をとられていないかたは至急町役場国民年金係又は二名津支所へお出でください

(一)公務扶助料や遺族年金等戦争に従事したことにより国から恩給や年金等をもらつているかたで七十才以上の者か、母子家庭(中学校卒業までの子と生計を同じくしていること)の者か一級障害者であること

(二)支給されている恩給や年金等の年間実支給額が七万未満であること

(三)本人名義の前年の所得額が十五万円未満であること

(四)本人名義の所得が十五万円未満の場合でもその配偶者に前年所得税がかかつてないこと又は扶養義務者に前年一定額以上の所得税がかかつてないこと

このように戦争に従事したことによつて恩給や年金等が支給されているかたには七万円の基準額を設けそれより少ない場合は右のような福祉年金が併給されることになりましたが戦争には関係ないが現在恩給や年金等が支給されているかたにはその基準額が二万四千円となつておりますので右の七万円を二万四千円と読み替えていただけば理解出来ると思いますので該当者がありましたら至急請求の手続をとつてください。

プロパンガスの安全な上手な使い方

火災のときは
1. 元弁を閉める
2. あたりの火を消す
3. 容器を安全な場所に運び出す

器具類の点検
1. コンロは常に掃除する
2. ガス漏れや空気の調整器は安全かどうか
3. 各ねじ部にゆるみはないか
4. ゴムホースは老化していないか
5. 異常があると亀裂してきは扱店を呼びましょう

ガスが漏れたとき
1. 早く近くの火を消す
2. 通風をよくしてガスを発散させる
3. 取扱店に連絡する事

万一の火災に備えて
消火器をおきましょう

ボンベの置場は
直射日光や火の近くをさけ風通しのよい安定した場所に置きましょう

予備ボンベは
使用中のボンベのそばに置くことが必要ですが障子やカーテンに接近せまい場所は危険

ガス漏れ
個所を探すには火は絶対禁物です石けん水を筆で塗り泡の出る所を探します

ボンベやコンロのコックからガスが漏れているときは早く専門店で修理をしてもらいましょう

コンロの使用場所は
広いところで使うことが必要ですから障子やカーテンに接近せまい場所は危険

使用順序を確実に
1. 元弁を開ける
2. マッチをする
3. コンロのコックを開ける
4. 点火する
5. 空気孔を調節する使用後は元弁を閉め火が消えてからコックを閉じましょう

火元にはなりたくないね お母さん
愛媛県、愛媛県消防協会、三崎町消防団

税務課からのお知らせ

一、新増改築家屋の検査について

今年の一月一日から現在までの間に新増改築されました家屋について評価のため検査を行います。税務課員が十二月一日より十二月二十日頃までに巡回いたします。家を建てられても或るいはこわされても申告されるのがたてまえでありますが、なされておりません。登記登録をされていない方は十二月十日までに税務課へまで連絡して下さい。連絡していただければ巡回の際立寄つて検査を行います

一、オートバイ等について

1廃車されるときは鑑札を返還していただくとともに必ず廃車届を提出して下さい。軽自動車税は申告によつて課税し申告によつて廃車することになつておりますから届出があるまでは、たとえ車を廃棄しておられましても届出の日までの税は徴収いたします。

2鑑札を勝手にとりかえないで下さい。必ず変更届を提出して下さい。

3鑑札が破損したら再交付を受けて下さい。手数料は百円です。

一、十月末の納税成績は左の通りです。

納税状況調

税目＼時期	36年10月末	37年10月末	増減
個人町県民税	% 54.5	% 54.4	△0.1
固定資産税	45.7	46.6	0.9
軽自動車税	78.0	76.5	△1.5

現年度分の10月末現在納税状況調

税目	調定額	納税額	残額
個人町県民税	千円 6,587	千円 3,584	千円 3,003
固定資産税	6,283	2,933	3,850
軽自動車税	139	106	33

愛の手でまもれ我が子も人の子も
警察より町民の皆さんへ

歩行者と自轉車の正しい通行通動

最近の交通事故は歩行者と自動車、自転車と自動車の過失による場合が多く成つています。

正しい交通のルールを守つて被害にかゝらないよう、次の点は特に注意しましょう。

1車の直前直後の横断はしないこと

2右はし歩行の励行、登校下校は一列に

3小さい子供のひとり歩きをさせない

4道路に飛び出さない左右を見て安全をたしかめてからでる

5路上で長話をしたり遊んだりしないこと

6自転車は左側を一列に通行しましょう

7自転車のベルやブレーキ、灯火は何時も点検整備しておきましょう

8自転車の二人乗りは止めましょう

9自転車の手信号は正しくしましょう

10自転車の無灯火運転は止めましょう

飛び出しナイフはだめ　空気銃も十八才未満禁止

最近、銃砲や刃物を使つて暴力犯罪を犯したり、またはそれを持つていることによつて青少年に悪い影響をおよぼす傾向がみられます。こうした悪い傾向をなくするため、本年四月四日の国会で、銃砲刀剣類等所持取締法が改められ十月一日から実施されています。そのおもなものを紹介しましょう。

1飛び出しナイフは小さくても持てません。刃体が五、五センチ以下でも危険なものは持つ事ができなくなりました。

2刃物の持歩きはできません、危険性の少ないはさみや折りたゝみ式ナイフで、刃体が八センチ以下のものはさしつかえないが、刃体の長さが六センチをこえる刃物は正しい理由がなければ持ち歩くことができなくなりました。

3銃砲や刀剣類（登録刀剣類は除く）の許可手続が変りました。手続をなさる方は駐在所へおいで下さい。

防犯心得

悪の道　ふむな
ふますな
明るい社会
愛の手でまもれ我が
子も人の子も
家内中今日も笑顔で
夕御飯
鍵かけよ心のすきま
戸のすきま
お金の出し入れ
人目をさけて
旅にスリはついてくる
心のすきについてくる
犯罪の被害現場は
そのまゝに　急いで
知らそう警察に
暴力は絶対許さぬ
明るい三崎町
防犯灯、夜も昼も
明るい三崎町
刃物を持たない持たせない　やめよう刃物の持ち歩き
自転車も原動機付自転車も
防犯登録して乗ろう

□農事メモ□

竹内栄一郎

春作ばれいしよの作り方

ばれいしよは余り土地を選ばないが、土地が深くて有機質の多い、肥えた土地がよい事は勿論です。

⊙種いもの処理

植付前にはウスプルン八百倍で二〇分消毒します。種いもは高いので収量との間に密接な関係があります。種いもは一定以上の大きいものを用いてもその割合には増収しないので普通には三十グラム位のものが実用的です。次に切り方ですが、切つて二日程すると傷口にコルク層と云うものができてくされを防ぐようにできています。又種いものは一ケ三十グラムのものより、六十グラムのものを二ケに切つて使う方が病気にかゝる率も少く大きないものは大きい芽があり勢いよく発芽伸長します。ばれいしよの芽には普通三ケの芽があり（目とは芽の出るクボミの事で芽とはクボミからでる芽を云います）中央の芽が伸長するのが普電ですが、その芽が何かの障害を受けるとその両側の芽が伸長します、ばれいしよには一ケから十一ケ位の目があつてラセン状に並んでいます。切り方は二つに切る場合にはタテ半分に切ると左右同じ型のものができ、又三～四ケに切る時は更に目をみて横に切ります。切口には木灰をつけるとくさりが来る事があります。

⊙栽培法、植付時期

ばれしよは摂氏四度から八度の低い温度で発芽し、軽い霜では寒害を受けるような事はなく、一部霜の害で枯れても回復するので或る程度早植えする方がよく、植付けがおくれると、いもの肥る時期が濕度の高い時となる為、充分な収量を得られません。春作では一月中旬頃がよく畦巾は六十センチ、株間は二十一センチから二十四センチ位が良いのですが土地の肥へ方によつて加減します。

⊙植付方法

深植えは発芽がおくれて生育が悪くなるのではじめは六センチ位の深さに植付け次第に土寄せをし、最後に十二センチ位にします。肥料は甘藷と同じく堆肥やカリの効果が大きく甘藷よりも多く施す必要があります。施肥の方法は十センチ位の溝に堆肥を施し、八寸株間に種いもと堆肥があたらないように並べ、種いもと土が密着するように植えます。堆肥を溝にまいて種いもに当たらないよう六センチ厚さに土をかけます。肥料は農協で作つています。追肥は第一回は芽がでて十日位したら中耕して行い、第二回目は茎が二十五センチ位になつた頃軽く中耕して施します。土寄せは二回か三回に分けて中耕追肥の時に七センチか八センチの厚さに行います。土寄せはいもの肥る時期に一番大切な作業ですから必ず行いましよう。これがばれいしよ作りの一番大切な作業です

⊙芽かぎ

ばれいしよの一つの茎につく数は五ケから十ケで殆んど一定しておりますので一芽仕立にして大きさの揃ったものを作ることが大切だと思います。芽がでて約十日位して芽が四～五センチ位の時に大きい丈夫な芽を一つ残してかきとります。芽かきは株が引き抜けないように株もとを押へて、基からとります。芽かきの時期がおくれると収量が減ります。芽かきは土寄せと共に大切な作業です。

⊙摘しん摘花

ばれいしよは蕾がつくとそれ以上は伸長しませんし、花が咲いても収量に大した関係はありませんのでその必要はありません。

⊙病害虫防除

バイラス病、輪腐病、カイヨウ病等は種いもの際充分検査ができているので心配はないと思いますが、若しこのような病気がでたら直ちに引抜いて焼きすてるのが一番無難です。尚、疫病（ベド病）には前後に二～三回撒布して防除します。

以上春作ばれいしよの作り方の大要を述べましたがばれいしよは作り方によつては種子の二〇倍から三〇倍はできるものであり、毎年高い種子を買つて植えなければならないので少くとも種子の二〇倍位は収穫してほしいものです。

農業改良普及員

△△第五回町民運動会▽▽

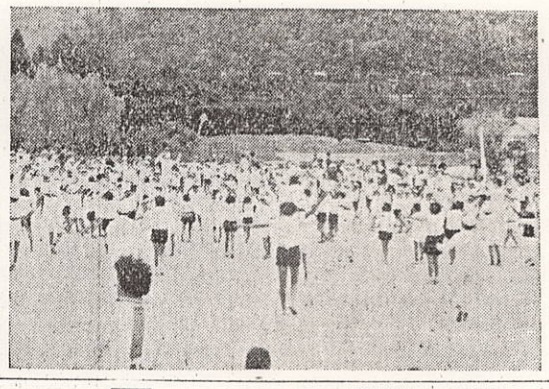

秋の一日をたのしみながら町民部落どうしの融和をはかることを目標に、町民各位、各学校、団体等のご協力で第五回町民運動会を十月二十日午前九時より三崎小中高校庭において挙行しました。

当日は午前中の天候が悪く開催を危ぶまれましたが、次第に回復し快晴に恵まれ約五千人が各部落より参加、リレー網引き各学校団体によるおどりや幼児宝さがしなどの競技がプログラムによつて進められ、応援する者も競技するものも、なごやかに午後三時三十分無事に終りました。

また来年も元気にご参加下さい。

12月と1月の天気予報

十二月

○冬型の気圧配置が顕著で二～三回寒波の吹き出しがあり、気温が下がりましよう

○気温はやゝ低いでしよう。

○降水量は瀬戸内が並太平洋側がやゝ少いでしよう。

一月

○冬型がくずれやすいため寒さはしのぎやすいでしよう。しかしこの間に一時的寒気が加わり、下旬にはかなり冷え込むでしよう。

○気温は並でしよう。

○降水量は瀬戸内が並で、太平洋側はやゝ少ないでしよう。

〃高松地方気象台発表〃

★★★

税の事典⑧

評価額が次の金額以下であるときには固定資産税を課税しません。但し、一筆とか一件毎ではありません。

家屋にあつては	二万円
償却資産にあつては	三万円
土地にあつては	十五万円

門欄を開設いたします
投稿ご希望の方は役場総務課広報係へお送り下さい

＝広報のしおり＝

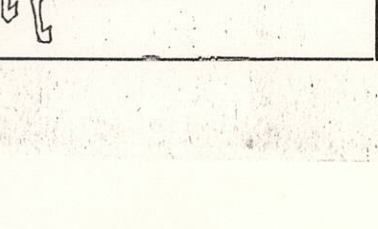

衣

正月用の衣服は外出着平常着とも一人分づゝそろえておきましよう。寒さが本格的に成つて来ると、オーバーやコートのエリにも毛皮をあしらつたものを見かけます。仕上げるの針仕事は手早く附けましよう。

食

一日の短い今日此の頃ですから仕事の予定も無理のない様に計画しましよう。暮れに近くなると、思いもかけぬ用事が重なりますので、月始めに片附けんどうな事は月始めにしましよう。

忙がしい時は何といつても手軽くできる料理が一番ですが、つけもの、つくだ煮、みそ汁ばかりでは栄養不足になつてしまいます。十分に栄養をとつて風邪や疲れのないように、くふうによつて忙がしい手間をはぶきましよう。

住

忙がしさは、あれも、これもと、心はせいても仕事は計画通りに進まぬものです。お天気にも左右されますが大掃除とか、スス払いなどは月半ばまでに済ませておけば安心です。

受験をひかえた子供も年末の忙がしさにまき込んで、たのしいお正月への期待のもとに手伝いをさせる方が、気分転換になり、息苦しい緊張から開放され、新しい意慾も燃え上りましよう。

又家庭で長わずらいの病人のいる時は、へやの大掃除を遠慮するより、外の部屋へ二、三日移つてもらつて、その間に模様がえをする方が親切です。それ程部屋に余裕がない場合でも、ほこりのたゝない様に、片附けたり、家具の置き場を替へて、いかにもお正月らしいふんいきを作つてあげましよう。